

玉村町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

【第3版・後期計画】



令和8年3月
玉村町

目次

第1章	背景.....	1
第2章	基本的事項.....	4
第3章	温室効果ガスの排出状況.....	6
第4章	温室効果ガスの排出削減目標.....	11
第5章	目標達成に向けた取組.....	12
第6章	実行計画体制と進捗状況の公表.....	17

第1章 背景

(1) 背景

地球温暖化は、人類の生活基盤に関わる大きな問題であり、最も重要な環境課題の一つで、すでに平均気温の上昇や雪や氷の減少、海面上昇が世界各地で確認されています。2021年8月に発表された国際的な報告（IPCC第6次評価報告書）では、「人間の活動が地球を温暖化させてきたことは疑いがない」とされ、猛暑や大雨、強い台風などの極端な気象が増えていることが示されました。今後も温暖化が進めば、猛暑や豪雨などのリスクはさらに高まると予測されています。

国際的な動きとして、2015年パリで開催されたCOP21で国際的な約束「パリ協定」が採択されました。この協定は、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く抑え、1.5℃に抑える努力をすることを目標に掲げています。また、今世紀後半には温室効果ガスの排出と吸収を均衡させることを目指し、すべての国が参加して5年ごとに計画を提出・見直す仕組みを導入しました。

さらに、2018年に国際的な専門機関IPCCが公表した「1.5℃特別報告書」では、気温上昇を1.5℃に抑えるには、世界全体で2050年頃までにCO₂排出を実質ゼロにする必要があるとされています。これを受けて、多くの国が「2050年カーボンニュートラル」を目標に掲げるようになっていきます。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2020年10月にカーボンニュートラル宣言を行い脱炭素社会の実現を目指すこととし、翌2021年4月の地球温暖化対策推進本部において2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを掲げ、さらに50%削減を目指して挑戦を続ける姿勢を示しています。また同年6月に地球温暖化対策推進法を改正し2050年脱炭素社会の実現が法律上の基本理念として位置付けています。そして、2025年2月には「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」を見直し、2035年度に65%削減、2040年度に79%（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定しました。

群馬県では、「ぐんま5つのゼロ宣言」や「ぐんま脱炭素社会推進条例」を制定し、住民・民間事業者・自治体との連携による取組を進めています。

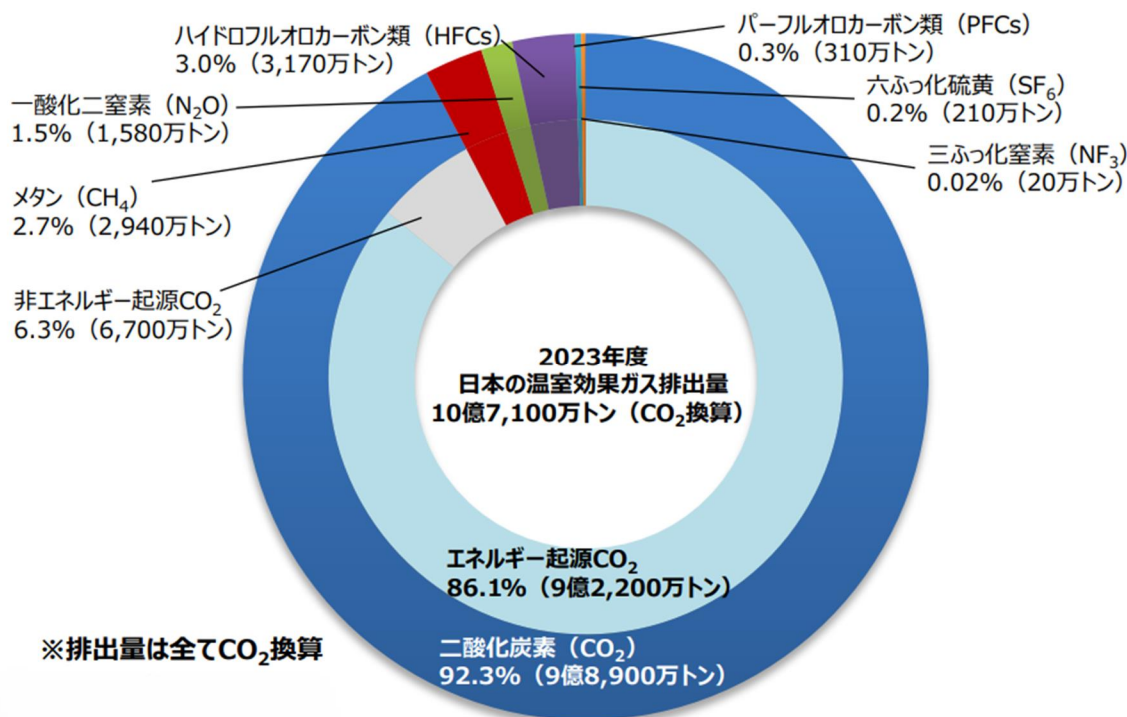
このような背景のもと、当町では環境基本計画と、事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を推進する地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、脱炭素社会と持続可能な社会の実現のための取組を推進しています。そしてこの度、両計画の中間見直しとして、より実情に沿った計画にするため改定を行います。

(2)「温室効果ガス」の基本的な考え方

一般的に、地球温暖化対策実行計画事務事業編の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められた下記の7種類の物質です。このうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象となる温室効果ガスは、三ふっ化窒素を除く6種類の物質となります（地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項）。

- 二酸化炭素 (CO₂)
- メタン (CH₄)
- 一酸化二窒素 (N₂O)
- ハイドロフルオロカーボン (HFC) のうち政令で定めるもの
- パーフルオロカーボン (PFC) のうち政令で定めるもの
- 六フッ素硫黄 (SF₆)
- 三フッ素窒素 (NF₃)

上記のうち、ハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボンは物質群の総称であり、地球温暖化対策推進法の対象となる具体的な個々の物質名は、地球温暖化対策推進法施行令第1条（ハイドロフルオロカーボンたる19物質）及び第2条（パーフルオロカーボンたる9物質）に掲げられています。

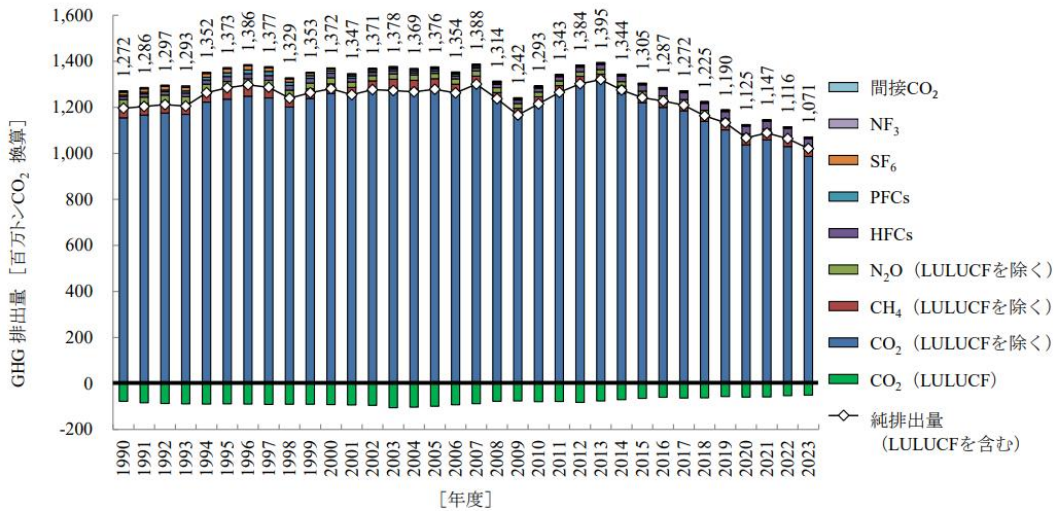


出典：環境省

図1 日本の各温室効果ガスの排出量シェア

(3) 温室効果ガスの排出及び吸収の状況

2023年度の日本の温室効果ガスの総排出量（LULUCF^{※1}を除く、間接CO₂^{※2}含む）は10億7,100万トン（CO₂換算）であり、1990年度の総排出量から15.8%の減少となっています。

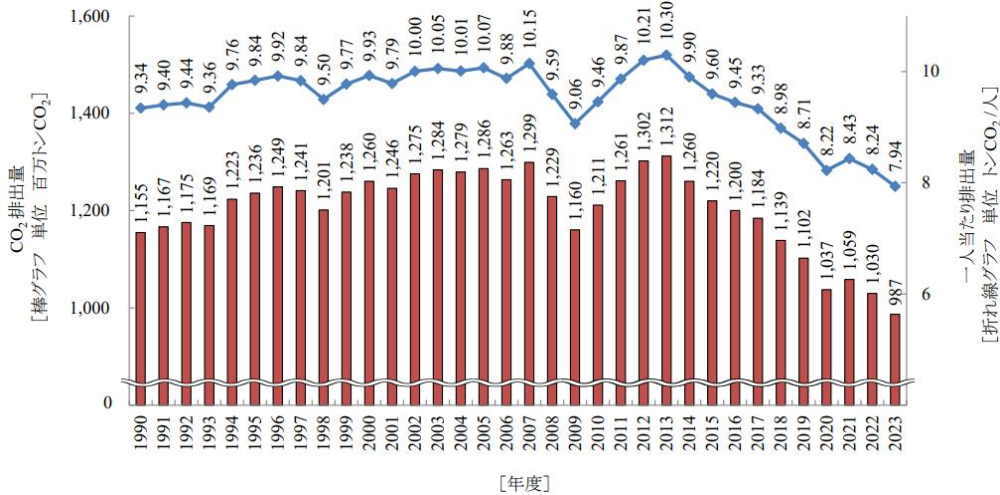


出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2025年

図2 日本の温室効果ガス排出量及び吸収量の推移

- ※1 土地利用、土地利用変化及び林業（Land Use, Land-Use Change and Forestry）分野の略称
- ※2 一酸化炭素（CO）、メタン（CH₄）及び非メタン揮発性有機化合物（NMVOC）は、長期的には大気中で酸化されてCO₂に変換される。間接CO₂はこれらの排出量をCO₂換算した値を指す。ただし、燃焼起源及びバイオマス起源のCO、CH₄及びNMVOCに由来する排出量は、二重計上防止の観点から計上対象外とする

また、2023年度の1人当たりのCO₂排出量は7.947トンとなっています。1990年度と比べ3.7%の減少、前年度と比べると3.6%の減少です。



出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2025年

図3 CO₂ 総排出量及び1人当たりCO₂ 排出量の推移

第2章 基本的事項

(1) 目的

玉村町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【第3版】（以下「玉村町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、政府実行計画に即して、当町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする施設の範囲

玉村町事務事業編の管理範囲は、下記の32施設とします。

表1 対象施設一覧

1	玉村町役場	総務課	19	玉村小学校	学校教育課
2	老人福祉センター	健康福祉課	20	南小学校	
3	まちなか交流館	企画課	21	芝根小学校	
4	ふるハート交流館		22	中央小学校	
5	クリーンセンター	環境安全課	23	上陽小学校	
6	玉村消防署		24	玉村中学校	
7	道の駅玉村宿	経済産業課	25	南中学校	
8	勤労者センター		26	学校給食センター	
9	北部公園	都市建設課	27	玉村幼稚園	
10	第一保育所	子ども育成課	28	文化センター	
11	第二保育所		29	文化財整理室	
12	第三保育所		30	社会体育館	
13	第四保育所		31	B&G 海洋センター	
14	南児童館		32	総合運動公園	
15	健康の森児童館				
16	中央児童館				
17	西児童館				
18	上陽児童館				

(3) 対象とする温室効果ガス

当町は下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院を保有しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、玉村町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

計画期間は令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度末）で、玉村町環境基本計画に合わせて、今回、令和7（2025）年度に中間見直しを行いました。



図4 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

玉村町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、政府実行計画及び玉村町総合計画に即して策定します。

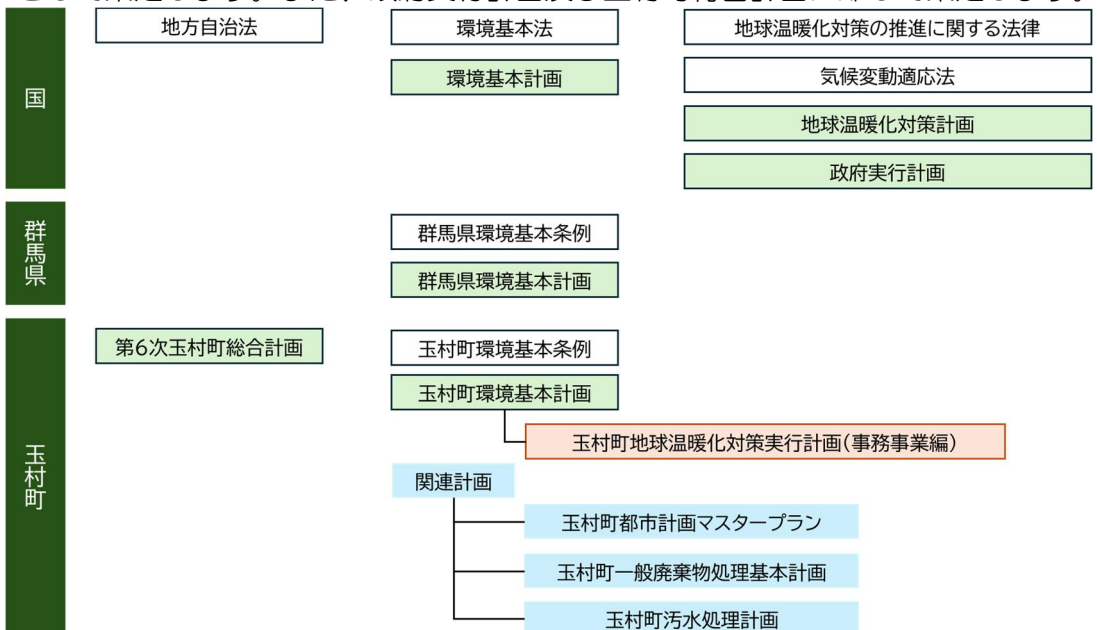


図5 玉村町事務事業編の位置付け

第3章 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

当町の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、3,729t-CO₂と推定されます。この値は2018年度、2019年度の対象施設で使用された全エネルギーデータ（電気・ガソリン・軽油・灯油・LPガス・A重油）からの推計値です。そのため、クリーンセンターでの焼却に起因する温室効果ガスについては含まないものとします。

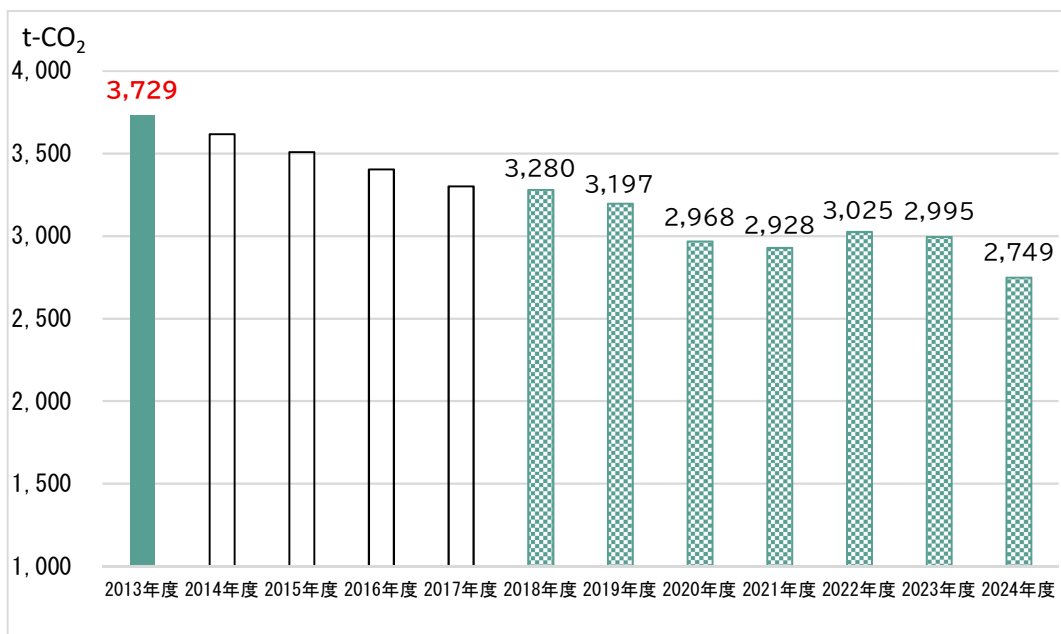


図6 玉村町の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移



(2) 施設別温室効果ガス排出量

施設別では、下記の通りの温室効果ガスの排出結果となっています。(2020年～2024年度の5年間の平均値) 総排出量の70%以上が、6つの施設から排出される結果となっています。

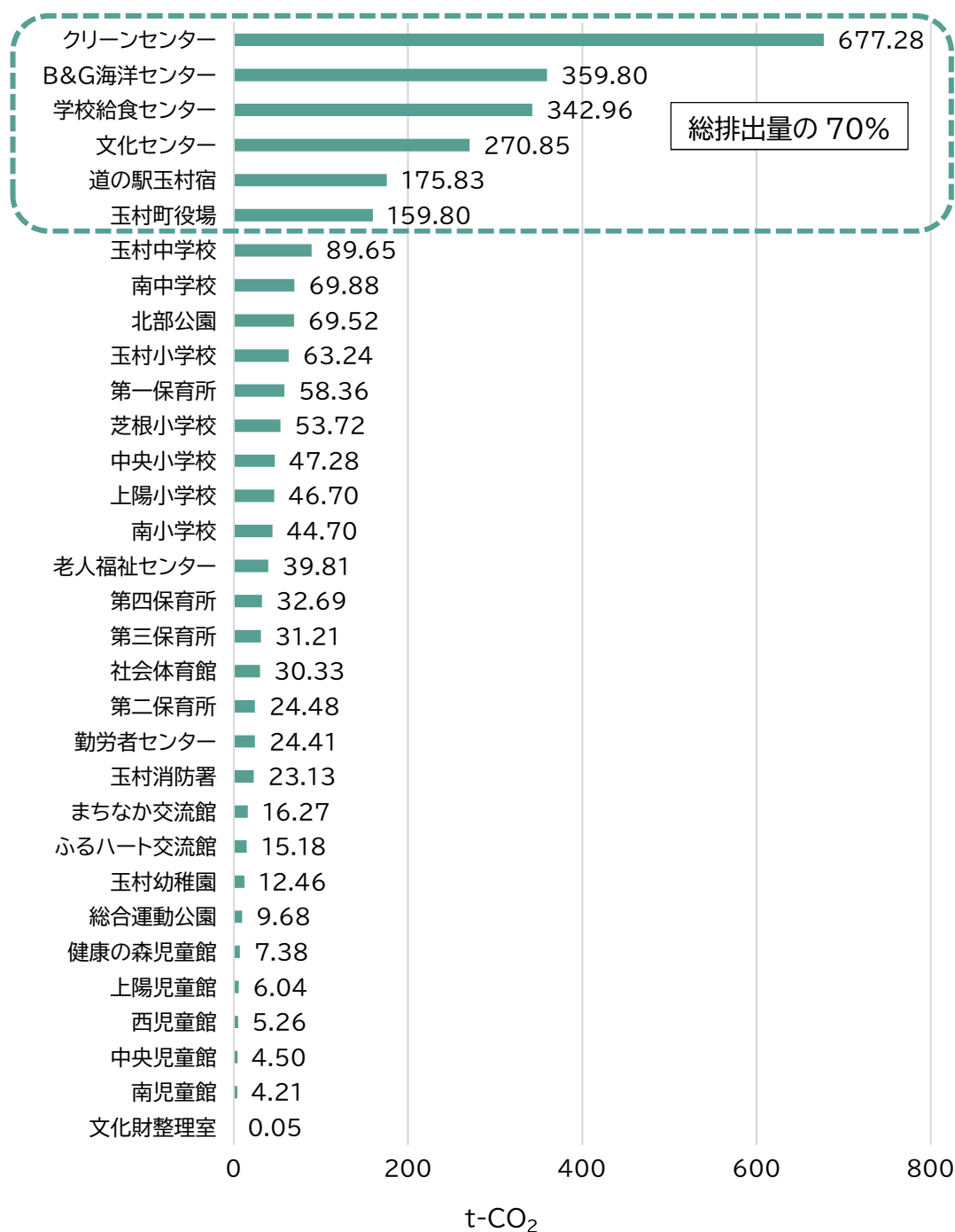


図7 玉村町の事務事業に伴う施設別温室効果ガス排出量

(3) 施設別エネルギー効率

施設毎の「エネルギー使用量 (MJ)」(MJ 換算値) を「延床面積 (㎡)」で割った「エネルギー効率 (MJ/㎡)」を原単位として施設ごとに算出した結果、下表の通りとなりました。

表2 施設別のエネルギー効率 (令和6年度)

No.	施設名	エネルギー使用量 (MJ)	延床面積(㎡)	エネルギー効率 (MJ/㎡)
1	玉村町役場	1,035,675.1	4,312	240.2
2	老人福祉センター	354,603.6	1,400	253.3
3	まちなか交流館	134,028.0	609	220.1
4	ふるハート交流館	152,308.8	508	299.8
5	クリーンセンター	5,843,907.6	3,352	1,743.4
6	玉村消防署	214,437.0	770	278.5
7	道の駅玉村宿	1,477,128.5	989	1,493.6
8	勤労者センター	324,934.7	778	417.7
9	北部公園	530,344.8	304	1,744.6
10	第一保育所	541,101.9	1,614	335.3
11	第二保育所	228,619.4	828	276.1
12	第三保育所	273,223.1	823	332.0
13	第四保育所	273,673.4	1,399	195.6
14	南児童館	46,029.0	348	132.3
15	健康の森児童館	73,177.2	281	260.4
16	中央児童館	36,009.1	284	126.8
17	西児童館	50,885.2	250	203.5
18	上陽児童館	58,846.3	284	207.2
19	玉村小学校	565,484.0	7,267	77.8
20	南小学校	401,103.8	5,969	67.2
21	芝根小学校	367,276.2	5,979	61.4
22	中央小学校	459,180.2	6,409	71.6
23	上陽小学校	389,953.0	5,457	71.5
24	玉村中学校	663,659.5	10,161	65.3
25	南中学校	588,051.7	9,760	60.3
26	学校給食センター	1,134,984.8	1,792	2,313.4
27	玉村幼稚園	86,486.2	1,115	77.6
28	文化センター	2,603,992.8	7,252	359.1
29	文化財整理室	1,981.8	602	3.3
30	社会体育館	430,146.0	3,607	119.3
31	B&G 海洋センター	4,512,323.6	1749	2,579.9
32	総合運動公園	81,976.3	246	333.2

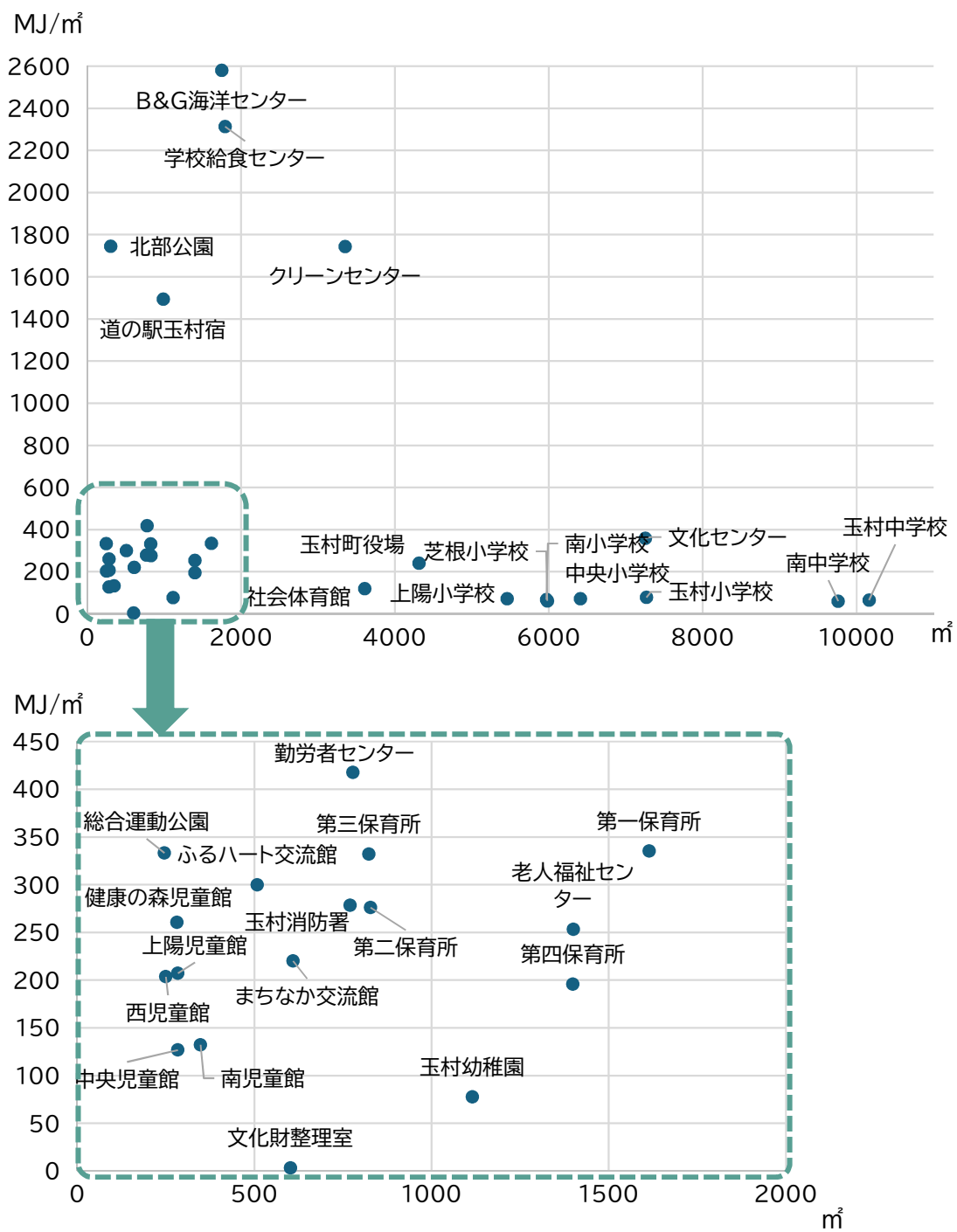


図8 玉村町の施設別エネルギー効率

(3) 公用車の温室効果ガス排出量

公用車（軽油・ガソリン）の利用に伴い排出される温室効果ガス排出量について、公用車の利用状況のデータをもとに算定したところ、ガソリンの使用に伴う温室効果ガス排出量は、令和2（2020）年度が 48.37t-CO₂、令和6（2024）年度が 45.59t-CO₂となっています。軽油の使用に伴う温室効果ガス排出量は、令和2（2020）年度が 19.75t-CO₂、令和6（2024）年度は、17.84t-CO₂となりました。ガソリン、軽油ともに減少しています。

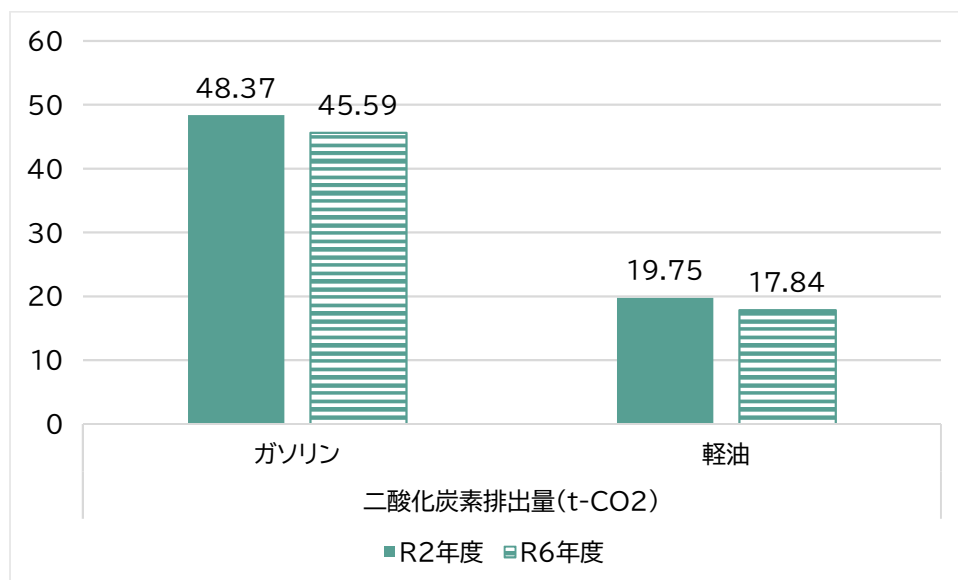


図9 玉村町の公用車利用における温室効果ガス排出量



第4章 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、当町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で40%削減することを目標とします。

表3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度(2013年度)	目標年度(2030年度)
温室効果ガスの排出量	3,170t-CO ₂	2,238t-CO ₂
温室効果ガスの削減率	—	40%

なお、基準年度の排出量は、2018～2020年度実測値からの推測値です。

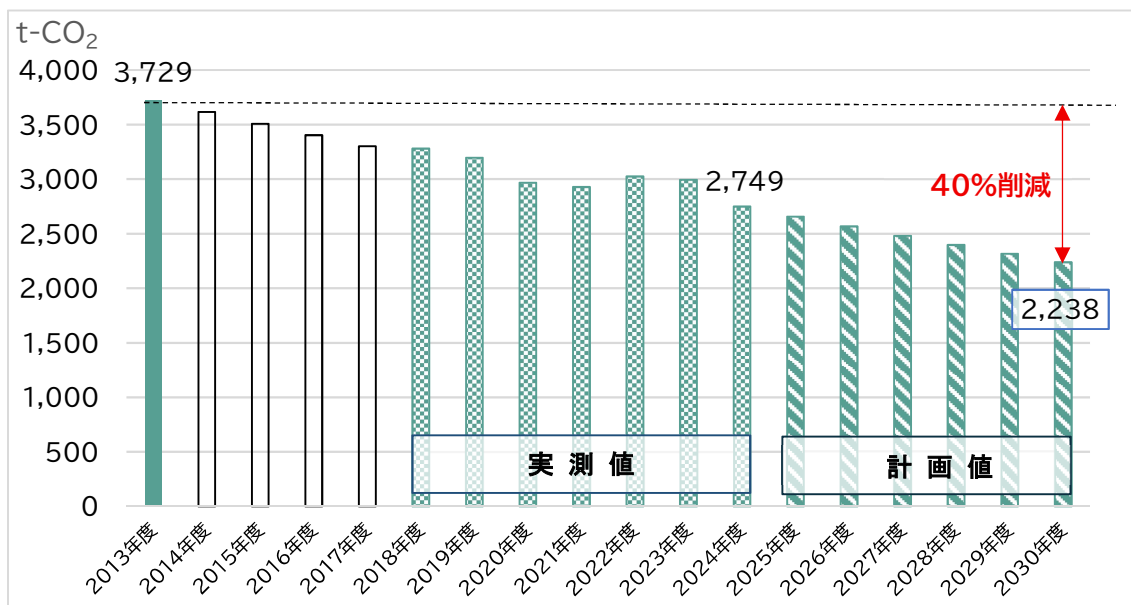


図10 温室効果ガスの削減計画値

2024年度時点で約26.3%削減しており、目標年度における温室効果ガス削減率40%を達成するためには、現状から約18.6%の削減が必要で、年平均削減率は約3.4%です。

なお、温室効果ガス削減率実現のために、令和3(2021)年度に100kW相当の再生可能エネルギー（太陽光パネル）を導入、照明のLED化、空調機器の更新を行い、令和5(2023)年度は小中学校、令和6(2024)年度は消防署に照明のLED化の設備改修を行いました。

第5章 目標達成に向けた取組

(1) 取組項目

玉村町役場では、目標年度における温室効果ガス削減の実現に向け下記8項目の取組を行います。

- ① 太陽光発電システム（太陽光パネル）の導入
- ② 省エネルギー
- ③ 省資源（用紙類の使用量削減）
- ④ 節水、水の効率的利用
- ⑤ 廃棄物の排出抑制
- ⑥ 交通に伴う環境負荷低減
- ⑦ 緑資源の増加に伴う二酸化炭素吸収源の増加
- ⑧ 公共事業での環境配慮



(2) 具体的な取組内容

①太陽光発電システムの導入検討

当町における年間温室効果ガスの削減をより確実なものにするため、役場庁舎以外の管理施設についても、再生可能エネルギー（太陽光パネル）の導入を検討します。また、蓄電池の導入も同時に検討します。

導入を検討する太陽光パネルは下記の表の通りとすることで、他の取組みとして年平均 1%の温室効果ガス削減率を実現すれば達成が可能となります。

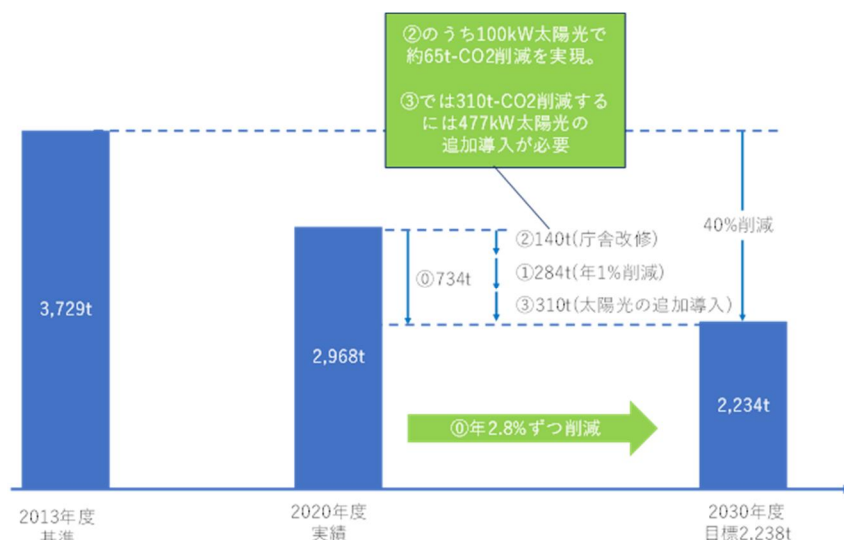


図 11 太陽光発電システムの導入検討

表 4 太陽光発電システム導入目標値

項目	2.8%削減時 ①	1%削減時 ①	役場庁舎 改修分 ②	太陽光パネル 導入による削 減量目標 ③	導入太陽光パ ネル累積量
単位	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	kW
2020年度	2,968	2,968	0	-	-
2021年度	2,885	2,938	0	-	-
2022年度	2,804	2,909	140	-35	-
2023年度	2,726	2,880	140	14	22
2024年度	2,649	2,851	140	62	95
2025年度	2,575	2,823	140	107	165
2026年度	2,503	2,794	140	151	233
2027年度	2,433	2,766	140	193	298
2028年度	2,365	2,739	140	234	360
2029年度	2,299	2,711	140	273	420
2030年度	2,234	2,684	140	310	477

玉村町は、今後も継続して再生可能エネルギーの導入検討を行っていくものとします。

②省エネルギー

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ✓ 事務室の照明は、昼休み・残業時に不必要なものは消灯する。
- ✓ ロッカー室・倉庫などの照明は使用後の消し忘れに注意する。
- ✓ 冷暖房使用時は室温を冷房28度、暖房20度になるよう調整する。
- ✓ 特に春・秋等においては、外気を導入し、冷暖房の利用を控える。
- ✓ ノートパソコンを長時間使用しない時は、電源を落とすかスリープモードにする。
- ✓ 退庁時は、照明やオフィス機器の電源を切る。
- ✓ 職員はエレベーターの使用を控え、階段利用を励行する。
- ✓ クールビズ・ウォームビズを励行する。
- ✓ 休日のエレベーターの使用を抑制する。(選挙事務等特別な日は除く)
- ✓ オフィス機器は適正化を図り、必要最低限の使用に努める。
- ✓ 屋外照明の日没時間等考慮し適宜に使用する。
- ✓ 主要な施設は、エネルギーマネジメントシステム(EMS)導入による“温室効果ガス削減状況の見える化”を検討する。

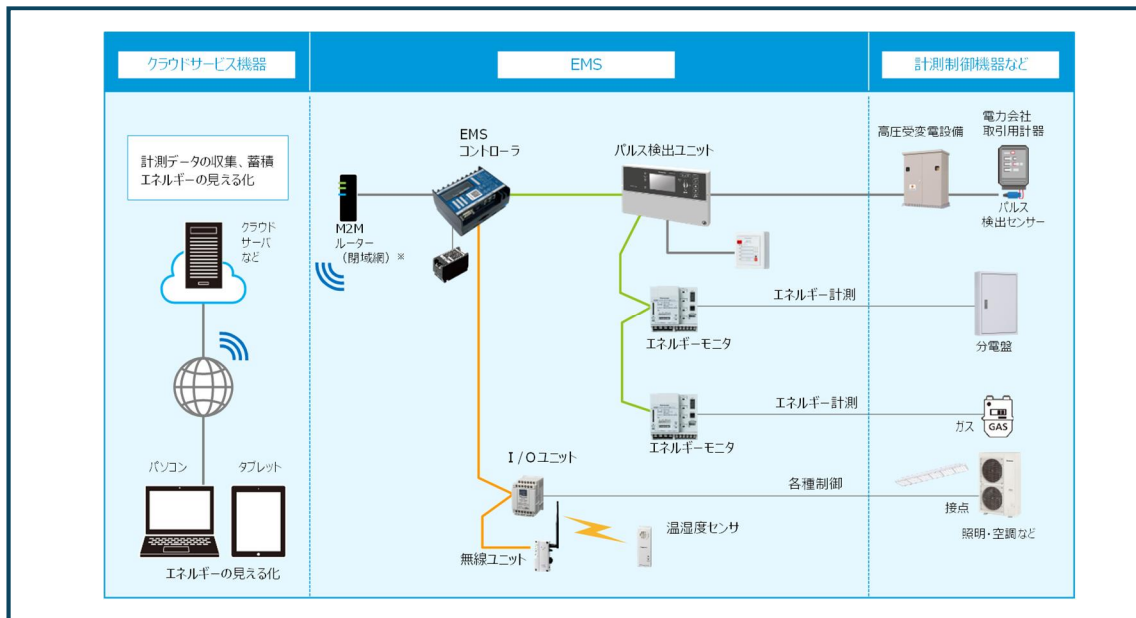


図 12 EMS 構成について

管理が必要な主要管理施設(事務事業による温室効果ガス排出量 70%を占める上位6施設)のうち役場庁舎は令和3(2021)年度に当該システムを導入しており、B&G 海洋センターにも消費電力等を把握できるモニターを設置しています。残り4施設においても導入等を検討し、エネルギー使用状況を自動計測・集計し、温室効果ガスの排出状況を見える化することにより、排出削減の取組を促進します。

③省資源（用紙類の使用量削減）

職員への意識啓発を進め、省資源化の取組を定着させます。

- ✓ 庁内資料は電子データで提供し、コピー用紙等の使用を控える。
- ✓ 庁外提供資料は、紙面を工夫し用紙を効率的に使用する。
- ✓ 広報・公表する情報は、ホームページや SNS を活用し、必要に応じて紙媒体を利用する。
- ✓ 印刷ミスを防ぐため、必ず使用前に機器の設定を確認する。
- ✓ 印刷は、原則として両面印刷とし、コピー用紙は両面使用してから古紙に分別する。
- ✓ 資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。（ファイリングシステム）委託業務等における納品は、電子納品を励行する。

④節水、水の効率的利用

職員への意識啓発を進め、節水及び水の効率利用の取組を定着させます。

- ✓ 手洗い・トイレ等使用時の節水を励行する。
- ✓ 公用車の洗車は必要最低限とし、効率よく短時間で洗車する。
- ✓ 漏水がないか定期点検に努める。
- ✓ ポスター等で啓発し節水の協力を要請する。

⑤廃棄物の排出抑制

職員への意識啓発を進め、廃棄物排出抑制の取組を促進させます。

- ✓ グリーン購入の「買う前に・買う時に・使う時に・使い終わったら」の視点で物品購入を検討し、エコマーク商品を選択購入する。

買 う 前 に：本当に必要か。他課と共有できるものはないか。購入数は適正か。

買 う 時 に：マテリアルリサイクル製品など環境負荷軽減に配慮された製品であるか。メンテナンスが容易で長寿命な製品であるか。多用途に使用できる製品か。

使 う 時 に：共同で利用できるか。メンテナンスや管理体制を確認する。

使い終わったら：素材ごとに分別しやすい製品か。再利用ができるか。

- ✓ 物品購入事業の業務内容に、廃棄物品や梱包・包装資材等の引取りを記載する。
- ✓ むやみに使い捨て製品（紙コップなど）を使用しない。
- ✓ ごみの分別は適宜丁寧にいき、紙資料は個人情報取扱に留意し裁断するなど適切に処理する。

⑥交通に伴う環境負荷低減

職員への意識啓発を進め、エコドライブを定着させ、ゼロカーボン・ドライブを目指します。

- ✓ 近距離の用務には徒歩や公用自転車で移動する。
- ✓ 常に「エコドライブ 10」を意識して運転する。
 - 1：ふんわりアクセル「eスタート」
 - 2：車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
 - 3：減速時は早めにアクセルを離そう
 - 4：エアコンの使用は適切に
 - 5：ムダなアイドリングはやめよう
 - 6：渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
 - 7：タイヤの空気圧から始める点検・整備
 - 8：不要な荷物はおろそう
 - 9：走行の妨げとなる駐車はやめよう
 - 10：自分の燃費を把握しよう
- ✓ 公用車を更新する際は、電気自動車（EV・FCV・PHEV・HV）への代替えを進める。

⑦緑資源の増加に伴う二酸化炭素吸収源の増加

グリーンカーテンや花壇の整備、ロビーや窓口に観賞植物を置くなど、庁舎内の緑化を図る。

⑧公共事業での環境配慮

- ✓ 施設におけるボイラーや燃焼機器は高効率運転できるように適宜調整する。
- ✓ 施設の新規設備導入や既存設備更新をする際は、長寿命化・環境負荷軽減・エネルギー効率及び再生可能エネルギーの導入を十分に考慮する。
- ✓ 道路整備等の公共工事における施工においても環境負荷軽減に配慮する。



第6章 実行計画体制と進捗状況の公表

当町では、「玉村町環境基本計画（2021-2030）」で示す通り、「玉村町環境基本計画PDCA」を構築し、下記のPlan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4サイクルを繰り返すことによって点検・評価・見直しを行うこととします。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、玉村町事務事業編の見直しに向けた活動を継続して推進します。

（1）実施体制の構築（Plan）

当町では、計画実施体制を下記の通り構築し、取組結果の評価・見直しを行うため以下のように役割を定めています。

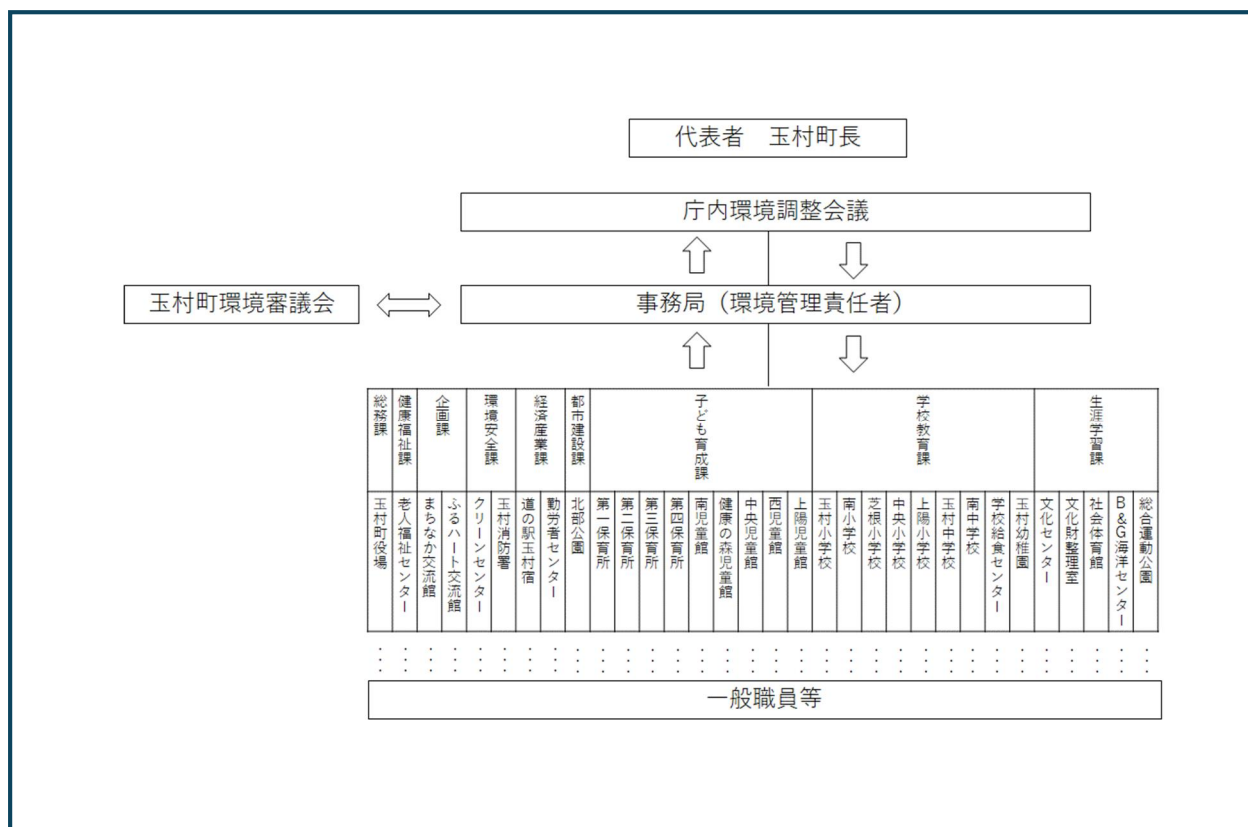


図 14 計画実施体制

（2）教育・訓練の実施

担当各課では、公害防止・廃棄物管理・化学物質の管理等の専門業務に従事する構成員に対して教育・訓練を実施します。また、専門的な業務に従事する構成員に対して、資格教育、職務経歴などにより、予め職務能力を保有させます。

（3）実施及び運用(Do)

- 当町は、環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施します。
- 当町は、環境活動計画の実施・運用に当たって必要な場合は、業務手順書に運用基準を定め、また、必要な場合は業務委託先や取引先等に対して、運用基準への協力を要請します。

(4) 取組状況の確認及び評価(Check)

- a) 当町は、下記に掲げる方法で、中間年度及び最終年度における全体的な評価だけでなく、年度ごとに重点施策及び具体的な事業の実施状況を確認し、課題を整理していきます。
- 各課は、毎年度末に環境に関する事業の実施状況を取りまとめ、事務局に報告します。
 - 事務局は、各課からの環境事業評価を庁内会議等に諮り、次年度の課題を明確にするとともに、翌年度以降、重点に実施する事業を決定し、玉村町環境審議会に報告します。
 - 全体的な取組については、目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し・改善を必要に応じて行います。
 - 地域住民等から役場施設に対する環境への苦情に関する状況は、事務局が庁内環境調整会議において報告します。
 - これらの情報は、事務局が庁内環境調整会議議事録にまとめます。
- b) 当町が使用する設備・機器類は、各担当課に保全係を設け、定期的に点検及びメンテナンスを行います。その状況は保守管理シートに記録し、必要な場合には管理する課から事務局へ報告します。該当する設備・機器類は、以下に掲げます。
- ボイラー（燃焼効率・排煙成分）
 - 重油タンク・灯油タンク（漏洩の有無）
 - 自動車（オイル・タイヤ・ブレーキ）
 - 浄化槽施設（排水処理能力・処理水の水質）

(5) 点検結果の公表(Act)

- a) 当町は、年1回「環境活動レポート」を作成し、次の方法等により公表します。
- 町ホームページへの掲載
 - 環境安全課窓口での閲覧実施
- b) 庁内の環境コミュニケーションを円滑に行うため、環境経営システム及び環境問題に関する情報を伝達し、改善の提案等を収集する手順を次の通り定めます。
- 町長及び環境管理責任者からの情報伝達：年1回庁内環境調整会議による各責任者への伝達は庁内LANの掲示板等により実施します。
 - 部門及び階層間の情報伝達と改善提案：年1回庁内環境調整会議及び庁内LANの掲示板等により実施します。

(6) 全体の評価と見直し

当町では年1回、取組状況の評価と必要に応じた見直しを以下のようにして行います。なお、計画の最終年度である令和12年度に最終評価を行い、設定した目標の達成状況を把握し、目指すべき方向性を見出し、次の計画づくりに生かしていきます。

- a) 町長は、庁内環境調整会議において全体の取組状況の評価し、全般的な見直しを実施します。
- b) 環境管理責任者は、上記の見直しのために、環境方針、環境目標の実施状況をはじめ実施状況に関する情報を町長に報告します。
- c) 町長は、評価結果に基づき、環境方針、環境目標、環境活動計画等について変更の必要性の有無を判断し、必要な指示を環境管理責任者に行います。
- d) 環境管理責任者は、全庁的な推進体制の整備を検討し、関係課による情報交換や相互理解を深め、役割分担についての合意形成に努めます。また、全体の評価と見直し結果を庁内環境調整会議議事録として記録します。

以上

玉村町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

【第3版・後期計画】

令和8年3月

発行 玉村町 環境安全課
〒370-1192
群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201
TEL 0270-65-2511（代表）
FAX 0270-65-2592
e-mail kankyo@town.tamamura.lg.jp

